

# 文教厚生常任委員会会議録

[平成23年 9月22日開催]

南あわじ市議会

# 文教厚生常任委員会会議録

日 時 平成23年 9月22日  
午前 9時00分 開会  
午前11時20分 閉会  
場 所 南あわじ市 委員会室

## I. 出席委員、欠席委員、事務局出席職員及び説明のために出席した者の職氏名

### 出席委員（6名）

委 員 長	楠 和 廣
副 委 員 長	久 米 啓 右
委 員	小 島 一
委 員	中 村 三 千 雄
委 員	蓮 池 洋 美
委 員	登 里 伸 一
議 長	阿 部 計 一

### 欠席委員（なし）

### 事務局出席職員職氏名

事 務 局 長	高 川 欣 士
次 長	阿 閉 裕 美
課 長	垣 光 弘
書 記	川 添 卓 也

### 説明のために出席した者の職・氏名

市 長	中 田 勝 久
副 市 長	川 野 四 朗
教 育 長	岡 田 昌 史
市 民 生 活 部 長	入 谷 修 司
健 康 福 祉 部 長	郷 直 也
教 育 部 長	岸 上 敏 之
市 民 生 活 部 次 長	原 口 幸 夫

健康福祉部次長	藤	本	政	春
教育部次長	太	田	孝	次
市民生活部市民課長	塔	下	佳	里
市民生活部税務課長	藤	岡	崇	文
市民生活部収税課長	垣	本	義	博
市民生活部生活環境課長	高	木	勝	啓
健康福祉部福祉課長	鍵	山	淳	子
健康福祉部長寿福祉課長	小	坂	利	夫
健康福祉部保険課長	川	本	眞	須美
健康福祉部健康課長	小	西	正	文
健康福祉部少子対策課長	福	原	敬	二
教育委員会教育総務課長	片	山	勝	義
教育委員会学校教育課長	安	田	保	富
	(学校教育指導主事)			
教育委員会人権教育課長	大	谷	武	司
教育委員会生涯学習				
文化振興課長	山	見	嘉	啓
青少年育成センター所長	高	辻	隆	雄
清掃センター兼				
衛生センター所長	細	川	協	大

## II. 会議に付した事件

### 1. 付託案件

- ① 議案第52号 南あわじ市税条例等の一部を改正する条例制定について  
..... 5
  - ② 議案第53号 南あわじ市廃棄物処理手数料徴収条例の一部を改正する条例制定について..... 17
  - ③ 議案第54号 南あわじ市障害者福祉施設条例の一部を改正する条例制定について  
..... 19
  - ④ 議案第55号 南あわじ市老人会館条例を廃止する条例制定について  
..... 21
  - ⑤ 議案第50号 平成23年度南あわじ市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）  
..... 23
2. 閉会中の所管事務調査の申し出について..... 27
3. その他..... 27

## III. 会議録

# 文教厚生常任委員会

平成23年 9月22日(木)

(開会 午前 9時00分)

(閉会 午前11時20分)

○楠 和廣委員長 皆さん、おはようございます。

3日間にわたって台風豪雨ということで、市内随所で冠水、また浸水がけ崩れ等被害が発生したわけですが、被害に遭われた方々に対しましては、一日も早い回復と復興を念願するところでございます。

そんな台風一過の多用な中、きょうは文教厚生常任委員会の案内に対しまして、執行部の皆さん方、また議員の皆さん方には定刻御出席をいただきましてありがとうございます。

ただいまより、文教厚生常任委員会を始めさせていただきますが、冒頭に市長より、ごあいさつを賜りたいと思います。

市長。

○市長(中田勝久) 皆さん、おはようございます。

今も委員長さんからお話ありましたとおり、台風15号、大変なあっちこっちで大きな被害を出しております。本当に南あわじ市も心配をいたしましたところでございます。

実は、今現在、私どもの住宅の関係の被害の報告が来ております。半壊とか倒壊はございません。

それから、浸水による床下、床上。床下は20棟が床下浸水。それから、床上は2棟いうことでございます。まだ農地の問題なり、農道、それから一般の道路等々、がけ崩れもあるわけですが、現在、その集計、収集に当たっております。

人命の関係は、今のところなかったということでございますので、とりあえずはあっちこっちで、そういうとうとい人命も失われておりますので、心配な地域もあるわけでございます。

以上、台風関係のごく今つかめる数字を申し上げます。

きょうは、さきの本会議で文教厚生常任委員会に付託をお願いいたしました、議案の審査をしていただくわけですが、どうぞ適切、妥当な御決定をいただきますよう、お願いを申し上げまして、冒頭のごあいさつにかえたいと思います。

それで、実はその床上の被害をこうむられた方に、市の条例でお見舞いをするということになっておりますので、私、今からちょっとそちらのほうに行ってきたいのと。

住宅の半壊、倒壊等々はなかったんですが、作業場なり側溝の部分もございまして。これは市から出ませんが、私自身もやはりそういうところには個人的にもまたお見舞いを申し上げられないかというふうに思っております。これまた後刻、昼からでもなるんですが、とりあえずは、個人の床上浸水のところに、今から社協等と一緒にいくようになっており

ますので、中座させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○楠 和廣委員長        それでは、ただいまから第39回定例会において、当委員会に付託された議案について審査を行います。

議案の審査に当たり、提案理由の説明についてお諮りをいたします。

付託案件については、本会議において説明を受けておりますので、質疑から行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

① 議案第52号 南あわじ市税条例等の一部を改正する条例制定について

○楠 和廣委員長        御異議がございませんので、提案理由の説明は省略します。

まず、議案第52号、「南あわじ市税条例等の一部を改正する条例制定」についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

小島委員。

○小島 一委員        まず、この過料、3万円から10万円に上げるというふうになっておるんですが、これは3万円というのはいつ決まったもんか。それと、この金額について、上位法でも、これで決まっておるんか、この金額の上限の設定というのは市独自でもできるんか、できらんのか、その辺ちょっと説明をお願いします。

○楠 和廣委員長        税務課長。

○税務課長(藤岡崇文)        今回の罰則規定、上限額の改正についてでございますが、3万円の過料の分について、いつ決まったかというのは私のほうでは承知しておりません。

今回の改正につきましては、上位法であります、地方税法の改正を受けて条例改正を行うものというふうに認識しております。以上でございます。

○楠 和廣委員長        小島委員。

○小島 一委員        その10万円というのは、これはもう市では触れない金額というふうな解釈ですか。

○楠 和廣委員長 税務課長。

○税務課長（藤岡崇文） 地方税法で同じ内容の規定がございますので、それについて改正を行ったというふうに認識しております。

上位法にもし規定がない場合ですと、地方自治法でちょっと条文は忘れましたが、5万円以下の過料という部分が認められてますので、それをもとに条例で規定するというような内容になろうかと思えます。

今回の場合は、上位法令に基づいた改正というふうに理解しております。

○楠 和廣委員長 小島委員。

○小島 一委員 以下ですんで、その以下の部分で調整がつくんかなというふうに思いますが、今までこの過料、年間どのぐらいの件数で科されておるんですかね。

○楠 和廣委員長 税務課長。

○税務課長（藤岡崇文） 私が知る限りでは、適用になったというふうなことはなかったように聞いております。

○楠 和廣委員長 小島委員。

○小島 一委員 今まで、適用がないというふうなことでございますんで、それはそれで結構なことやと思えます。この件はこれで終わっておきます。

○楠 和廣委員長 ほかにございませんか。  
久米副委員長。

○久米啓右副委員長 この条例はですね、地方税法の改正等に伴う義務的な改正部分と、独自の市税の独自の改正というのが混在しているんですけども、この義務的な改正というのと、その市単独の改正内容とちょっと分離して、簡単にちょっと説明してくれますか。これは義務的な改正、これは市単独というふうな説明をお願いします。

○楠 和廣委員長 税務課長。

○税務課長（藤岡崇文） 今回の市条例等の一部を改正する条例でございますが、まず地方税法の改正による分につきましては、まず2点ございまして、今回の東日本の大震災に関連する地方税法の改正部分としまして、東日本大震災に係る個人住民税の雑損控除の特例措置、それと住宅ローン控除の適用期限の特例措置、この2件がございまして、これにつきましては4月27日公布の地方税法の改正の分でございます。

それと、もう1点、地方税法の改正、これは平成23年度の税制改正に基づくものでございますが、23年6月30日公布の分としまして、寄附金税額控除に関する分、租税特別措置法の関係で肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例措置。

それと、証券税制関係が期限延長とかの分がございまして、その改正に伴う市民税に関連する所要の改正部分。それと先ほど、御説明させていただきました、各税の不申告等の過料の上限を3万円から10万円に改正する分、これが今申し上げましたのが地方税法の改正に伴う分でございます。

それと、市税条例、市が窓口を設定する部分でございますが、前納報奨金廃止に関する部分が今回提案させていただいております。以上でございます。

○楠 和廣委員長 久米委員。

○久米啓右副委員長 条例改正の手法として、義務的な改正に関しては、これはやむなしというところがあるんですが、独自の条例となりますと、非常に市民生活に影響ある、関係あるということで、提案は分離してされるべきではないかなという感想があるんです。

抱き合わせで、1つの条例ですから一緒に何というんですか、なりますと我々としても、審議というか判断しにくいという印象があるんですけども、その提案者側の御意見をお伺いしたいと思います。

○楠 和廣委員長 市民生活部長。

○市民生活部長（入谷修司） おっしゃるとおり、税制改正によるものと、独自でやる、今回は前納報奨金の廃止ということをご提案させていただいてございますが、内容的には税条例の改正という中での1本での提案という中で、たまたま一緒になったというものでございます。

○楠 和廣委員長 久米委員。

○久米啓右副委員長 たまたまということであればですね、非常にづらいんですが、本会議での質疑では、22年度決算書でも出てましたけども、前納の部分のことなんですが、

801万3,830円の報奨金が出てますと、今年度も810万円の計上してますので、今年度まで適用されて、24年度から廃止という考え方かと思うんですが。

それともう一つは、熊田議員だったかと思うんですが、一般質問でコンビニ収納の件で、その前納報奨金の一つの足かせかな、あれなんですけども、なってるような表現されてたと思うんですけども。

それともう一つ、提案要旨の中に行政経費の削減を図る必要があるということも目的とされてますけども、ちょっともうちょっと突っ込んで質問させていただきたいんですが、決算書の付属資料にですね、国保税だけではないんですが、収納が口座振替、自主納付、年金特別徴収とかいう出てたんですけども、この今の報奨金は支払う税金に関してですね、こういう仕分けはできてる資料はあるんですか。

○楠 和廣委員長 市民生活部長。

○市民生活部長（入谷修司） これにつきましては、法のほうで規定されておまして、前納報奨金を出せる税目は決められておまして、住民税の普徴、それから固定資産税、この2税しか認められていないというふうな制度でございます。

○楠 和廣委員長 久米委員。

○久米啓右副委員長 住民税のうちの所得税、もう一遍お願いします。

○楠 和廣委員長 市民生活部長。

○市民生活部長（入谷修司） 住民税につきましては、サラリーマン等は特別徴収、俗に言う特徴されてございます。特徴では認められませんが、普通に期別で納める方、普通徴収の方については、1期納期内に年税すべてを納められた場合は、この報奨金が支給されるということでございまして、普通徴収、普徴の納税者のみ対象となっております。

○楠 和廣委員長 久米委員。

○久米啓右副委員長 それともう一つ、提案理由にはサラリーマンとの格差が、格差というか、サラリーマンには適用されないんで、そういう是正もということも言われておりましたけども。

知りたいのは、市民税の普通徴収とは、例えば口座振替も含まれるんですか、ということですか。

○楠 和廣委員長 市民生活部長。

○市民生活部長（入谷修司） これにつきましては、窓口納付、これは金融機関、郵便局等の窓口納付される方と、口座振替で指定した口座から引き落とすという方、2種類ございます。本会議の中で質問あったように、大体6割は口座引きという方でございます。

○楠 和廣委員長 久米委員。

○久米啓右副委員長 それと、窓口納付とそれ以外にですね、徴収方法はこちらから赴いて徴収する場合でもですね、その方はどないなんですか。

○楠 和廣委員長 収税課長。

○収税課長（垣本義博） 税は基本的に自主納付でございます。うちのほうから出向いで徴収というのは滞納者でございます。

ですから、前納報奨金というのは、滞納しとる方にはつきません。以上です。

○楠 和廣委員長 久米委員。

○久米啓右副委員長 徴収経費のことをちょっとお尋ねしようと思ってるんです。

例えば、1円当たり普通徴収口座振替の方、窓口納付の方、あるいは職員が赴いて徴収する方、1円当たり経費どれくらいかかってるんかということをお聞きしたいんで、それはデータが出てますかね、ちょっと難しいかなと。

○楠 和廣委員長 収税課長。

○収税課長（垣本義博） 口座振替の方は、1件当たり郵便局は10円なんですけども、その他の金融機関は21円でございます。コンビニ収納になった場合、部長のほうからも説明がありましたけども、1件当たり60円前後でございます。

訪問徴収等の1件当たりの徴収の金額は、ちょっとその資料、今持っておりません。

○楠 和廣委員長 久米委員。

○久米啓右副委員長 前納報奨金というのは、非常に優良な納税者に対する報奨かと思

うんですね。

逆にこちらから赴いて税金をいただくというのは、滞納されているということで、非常に1件当たりというよりも、税金1円当たりにも物すごく経費がかかっていると、人件費からももちろん旅費ですね。そういうことを考えたときに基準点をどこに置くかですね。

例えば、納期おくれた場合の何と言っていいんですかね、過怠金と言うんですか、そういうのも徴収されてますよね。期間が何カ月かおくれますと、その手数料とおくれた分の、その辺ちょっと教えていただけますか。

○楠 和廣委員長 収税課長。

○収税課長（垣本義博） 納期を過ぎれば延滞金ということで、大体、月末が納期なんですけども、その納期1日でもふえれば延滞金ということで利子分ですか。ことしは、最初の1カ月は4.3でございます。それ以降は14.6、日歩2銭。日歩2銭の罰則がもう一つ日歩2銭ということで、14.6の延滞金がかかります。

○楠 和廣委員長 久米委員。

○久米啓右副委員長 おくれた方はそういうことで、普通に納税されてる方と余分にいただくということなんですけども、では窓口収納と口座振替の、金融機関とかに払う手数料じゃなくて、職員が窓口で対応して、お金をもらって後に金融機関に引き渡すとかという手間がありますよね、窓口収納はね。

あと口座から引き落としされる場合、手数料21円、1件ですか。それさえ払えばすべて済みますよね。

当然、その1件当たりの市の経費というのは違ってくると思うんですけども、その辺まで吟味、検討されてますか。

○楠 和廣委員長 市民生活部長。

○市民生活部長（入谷修司） 先ほど言いましたのは、直接かかる経費でございまして、実際は窓口納付の場合におきましても、ほかの仕事等と同じように窓口で対応していきますので、なかなか1件、ほとんど人件費という格好になるんでしょうけども、何ぼという金額については、ちょっと出せないところでございます。

○楠 和廣委員長 久米委員。

○久米啓右副委員長 多少なりそうかと思うんです。というのは、この前納報奨金とは別にですね、口座振替をされてる市民の方には非常に手間がかかりませんよね。21円の1件当たりの手数料さえ払えば、市は何も、何もせえへんことはないけども、人件費はかからへんと。

となると、逆にそういう制度に対する市民へのある程度のペイバックじゃないけども、そういう制度というのは非常に納税意識を高める非常に大きな一つのファクターになると思うんですね。

ここにある、前納報奨金についてもですね、これまで30%ですか、これちょっと聞き間違ったんですけども、普通、納税されてる方の30%でしたかね、何かここに数字が書いてあるんですけども、前納されているという。固定資産税の、固定資産税に関しては30%は前納されてるということですね。

ということは、やはり報奨金をやはり前納することによって受けられるというメリットは、大きな市民サービスと言ったら変ですけども、納税する意識を高めてると思うんですけども、その辺はどうなんですか。

○楠 和廣委員長 市民生活部長。

○市民生活部長（入谷修司） 確におっしゃることは理解するわけでございますが、ただ、この前納報奨金の制度は昭和25年の地方税法創設期からずっと続いておるといところでございまして、いわゆる戦後の混乱期において、必要な財源の確保と住民の納税意識の高揚を目的として始められたわけでございます。それから60年が経過しまして、いろいろと市民のライフスタイルも変わってきとるわけでございますけれども、そういった中で、先ほど言いましたが、やはり住民税あたりは特徴の方はできないと。いわゆるサラリーマンの方から見れば、不公平なところがございまして、それと資金的に余裕のない方、いわゆる一遍に納められない方もおられます。そこらから人によれば金持ち優遇政策でないかということやゆされてきたところもございまして。

それと、さらに加えて、これもいろいろ社会の変化の中で、コンビニ収納ということが今、全国的に進んでおります。24時間、365日、全国のどこのコンビニ、コンビニいろいろ種類がありまして、市内にないようなコンビニの種類のところから、いつでも入れられるというようなことの中で、そういったところで導入が進んでございまして、これについては、地方自治法に規定されております、繰りかえ払いという方法を採用しております。繰りかえ払いと言いますのは、普通、役所の会計は歳入は歳入で、歳出は歳出で処理、別々に処理するのが通常の姿なんですけども、例外的に法律でこれを相殺して納めても、逆に払い出してもいいという制度でございまして、この税の報奨金以外にも、これはあんまり関係ないんですが、競馬の当たり馬券、当たり券であったり、証紙の売りさばき料等もご

く限られたものが、この繰りかえ払いの制度が認められるところでございまして、この繰りかえ払いをできるのが会計管理者または金融機関という規定がございまして、それで、これから始めようとしております、コンビニ収納を行った場合、コンビニ収納は収納代理会社による委託という形の中で、この自治法上、繰りかえ払いが認められない。いわゆるそれを始める場合は前納報奨金を行えば違法になるというふうなところでございますので、ここらもありまして、今回、廃止ということの提案もさせていただいております、さらに全国的にももうこれについては、いわゆるコンビニ収納との絡みで廃止が進んできております。

兵庫県の中では、21年度に加古川市が廃止されて、22年度にはたつの市が廃止されました。それで今現在、市では南あわじ市、一つだけということになってございます。それで、町では今4町やっておりますが、多可、市川、福崎、佐用、この4町、町ではまだ残っておりますが、そのうちの2町についても、もう既に条例で廃止され、また条例で提案されるところというふうなところでございますので、このままいけば、もう全部なくなるというふうなところでもあります。そこらも総合的ににらんだ中で廃止するのが望ましいということで、今回、御提案を申し上げます。

○楠 和廣委員長 久米委員。

○久米啓右副委員長 提案の趣旨はわかりましたし、今、各県下でもほとんどないと、廃止を検討ほとんどしてと、南あわじ市もそれに倣えということなんですけども、逆に考えればね、南あわじ市独自の条例というのはたくさんあって、例えば子育て支援対策もですね、市独自で金をつけてやっていますし、それが過去60年もたつから古いから廃止するというんじゃないくて、やはり南あわじ市に住みよい制度であればですね、逆に残していても非常に県下でも南あわじ市が市民の納税に対する措置が非常に理解があるとかいうようなことをね、逆にとらえることもできるんですよ。

それと、コンビニ収納の件で、前納という違反になるということなんですけども、それいろいろ手法があると思うんですね。一たん、全額納付してもらって還付金をするとかですね、そんないろいろ手法があると思うんで、それは理由にならんとおもいますね。

ですから、この辺、実にちょっと言いたいのは、一番最初に言うた義務的な法令改正に伴うものと、これと一緒にして提案してきているということが、非常に私としては余り感心せんところです。

この件に関しては一たん終わります。

○楠 和廣委員長 市民生活部長。

○市民生活部長（入谷修司） 趣旨は期待しておりますが、先ほど言ったコンビニの場合は、後で戻したらいいという話がございますが、当然窓口払いという方は、口座の指定がございませんので、その戻し方、非常に難しい話でございます。もし前納報奨金ありでコンビニ収納をやった場合は、前納報奨金で支払う場合は、コンビニでは納められませんというふうに添え書きの中で、ちょっと混乱を招くようなところでもございますので、そこらもでございます。

それとまず何よりも、これについてはやはり行財政改革の中で、市の行政評価の中でも、もう廃止すべきということの中で、早くからうたい込まれておるものでございまして、市民公開しております、行革の実施計画の中にも、平成24年度の廃止をうたっておるところでございますので、ここらについては市民の皆さんにも公開をしているところでございますので、何とぞ、先ほど言いました理由をもちまして、今回、廃止ということで御検討をよろしくお願ひしたいところでございます。

○楠 和廣委員長 ほかにございませんか。  
質疑ございませんか。  
小島委員。

○小島 一委員 これ21条に東日本の大震災にかかる雑損控除等いろいろ書いてあるんですけども、これは対象はあくまで向こうで被災受けられた方というか、向こうと商売しとって、こっちで被害を受けられた。そういう、どういう適用を南あわじ市で考えられるんか、ちょっとお聞きしたいんですけど、ただ上位法で決まったから載せただけなのか。

○楠 和廣委員長 市民生活部長。

○市民生活部長（入谷修司） 被災者で、こちらに転入されてる方が3世帯ございます。いろいろ向こうになかなか遠い所でございますので、住民が頻繁にこちらに転入してきたりというふうな所でございますので、税法改正の中で、やはりそういった該当する方でおれば、当然、こちらに適用になっていくというところでございますので、条例制定後、そういった方々がこの制度に乗られるかどうかについては確認いたしまして、その方々に、直接、御案内という格好になろうかと思ひます。

○楠 和廣委員長 小島委員。

○小島 一委員 その被害を受けられたという確認は、やはり罹災証明等によるもので

すかね。聞き取りだけじゃなくて。その辺は確認の仕方というか、あと商売の絡みで損害が生じたという場合は、どういうふうにするのか。

○楠 和廣委員長 税務課長。

○税務課長（藤岡 崇文） 当然、おっしゃるとおりでございまして、当然、罹災証明等があつて、国税のほうとも連絡調整をとりながら、国税のほうからもそういう方がおられましたら、十分周知をするようにというふうな連絡も入っておりますので、まずは国税のほうにそういう申告をしていただいて、国税と並行して行うものでございますので、そういう即効性の請求がこちらのほうにまいりましたら、当然、それに従って、対応させていただくという形になろうかと思ひます。

○楠 和廣委員長 ほかに質疑ございませんか。  
久米委員。

○久米啓右副委員長 上場株式の譲渡益に対する軽減率も延長がありますけども、これが通常20%なんですけど、今、10%に軽減されてますが、地方税にも関係あると思うんですけど、23年から25年、2年間延長なんですけども、これによる減収というのはどれくらいになるんでしょうか。

○楠 和廣委員長 税務課長。

○税務課長（藤岡崇文） 申しわけございません。その数字については把握しておりません。

○久米啓右副委員長 はい、わかりました。終わります。

○楠 和廣委員長 ほかに質疑ございませんか。

質疑がございませんので、質疑を終結します。

これより、委員間討議を行います。

委員さんから、自由闊達な意見をいただきたいと思いますが、挙手の上、よろしく願ひいたします。

久米委員。

○久米啓右副委員長 私から提案した議員討議ですので、最初にちょっと発言させてい

ただきます。

先ほども、質問の中でも述べさせていただきましたけども、やはり義務的な改正は改正として審議して、これはもう国の法律に沿ってするという事は、行政としては仕方がないということで、認められるところかと思うんですが、その市独自の条例についても、同じような提案1件で審査をして判断をするとなると、非常にしにくい、委員としてはね。ということで、こういう義務的改正とは分離して、やはり提案すべきであるということで、審議が結局しにくいという印象があるんですけども、ちょっとほかの委員さんの意見を聞いて見てください。

○楠 和廣委員長           ほかの委員さん、今の久米委員さんの意見に対しての意見があれば、中村委員。

○中村三千雄委員           ただし、そうやと思いますけども、やはり年間を通じて、その都度、その都度、やっぱり条例というのは出てきてるわけですね。そやから、総合的なもんで一括して国なんか条例をぱっと出してくれば、総合的に判断できるけども、現実的には今回もそうですけども、その都度、その都度条例が、国が決まったらどんどんどんどん出てきよるということになるので、やっぱり審議するのはしにくいけども、そこらはやっぱりそういうふうな前後というか、状況を見ながら判断していかなきゃあないんじゃないかなと、こう思うんですけどね。

私の言うことは理解できますか。

○楠 和廣委員長           どうですか、久米委員。

○久米啓右副委員長       確かにそうです。条例の提案に仕方について議論してもしょうがないんで、中身について議論するという事になってますんで、あれなんですけども、執行部側は他市、市町も非常に廃止の動きがあるということと、生活形態が変わってきているということ。

それから、サラリーマン等々があるということなんで、その市民への平等課税ということからしますと、その主張は通るということなんですけども、その南あわじ市独自のね、そういうのも残していこうという、何と言うんですか、いいんではないかということです。

800万円という経費がかかるんですけども、これは廃止しなくてもいいんじゃないかという私の意見です。

○楠 和廣委員長           ほかの委員さん。  
登里委員。

○登里伸一委員 久米副委員長の言ってることに賛成します。

したがって、この報奨金制度のところの条例を削除していったらいいのではないかと考えます。以上です。

○楠 和廣委員長 ほかに、小島委員。

○小島 一委員 別々にというのは、やはり一つの条例の中のもんですから、別々に提案するというのは、ちょっとどういう提案の仕方があるのかなというふうを考えるんで、若干、中村委員おっしゃったような形にならざるを得んのかなというふうに思うんで。

それともう一件、金持ちだけを優遇しておるんじゃないとか、そういうふうな意見もあったんですけども、先ほど一番最初に過料について聞きました。これまで過料を科したことはない、本来であれば、やはりこの未済であったり、不納欠損の部分については、これを厳密に適用すれば、申告しなかった場合やから、納税されなかった場合について書いてないんで、その辺、申告、すべて申告されなかったものが今までいなかったのかということになると、その辺の証明もなかなか難しいのかなというふうにも思いますし、そういうサラリーマンから見たら、我々が非常に不利益をこうむるとというふうなことでも、執行部の意見が通っておるというふうに解釈せざるを得んのかなというふうに思いますけど。

○楠 和廣委員長 ほかに、意見ございませんか。  
議長。

○阿部計一議長 これは議長としてちょっと言わせてもらいますが。

そういう条例を出してくる中で、市も独自の方法として、これ29市11町、12町の中でね、最後まで、これ住民サービスということで、やはり首長が、そういう配慮でやってたと思うんです、そういう中で提案をして、久米議員の質問に対してね、一緒になったのがたまたまいうかね、そういう職員として、そういう大事な税収の面について、たまたま一緒になったという発言はね、これいかなものやと思うんです。これ、市民部長どない思いますか。

○楠 和廣委員長 ちょっと待ってください。

委員間討議で、質疑はちょっと終わるので、執行部に対する。委員さんの、この今の前納等の問題に対して、どんな考えを思っておるかということで、執行部の答弁は求めないということで、一応、申し合わせしておりますので。

説明してなかったんで、議長の見解だけを聞かせてもらうということで。  
ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○楠 和廣委員長        それでは、意見がございませんので、討議を終結します。  
これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○楠 和廣委員長        御異議がございませんので、これより採決を行います。  
議案第52号、南あわじ市税条例等の一部を改正する条例制定について、原案のとおり  
可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

② 議案第53号 南あわじ市廃棄物処理手数料徴収条例の一部を改正する条例制定に  
ついて

○楠 和廣委員長        挙手多数です。

よって、議案第52号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第53号、南あわじ市廃棄物処理手数料徴収条例の一部を改正する条例制定  
についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

ございませんか。

久米委員。

○久米啓右副委員長        本会議でもかなり説明いただきましたので、あれなんですけども、  
210円で、これが1枚当たり7円40銭以下になるということなんですけども、これは  
その後、何かそのときと状況、データなんかありますか。

○楠 和廣委員長        生活環境課長。

○生活環境課長 (高木勝啓)        1枚当たりの単価につきましては、まだ設計して発注し

ておりませんので、それは申し上げるわけにはいかないんですけれども、このごみ袋につきましては、1月1日からの販売を予定しておりますので、当初の一番最初の販売枚数を20万枚。

販売されているのは20枚を1袋にして販売しておりますので、販売単位としましては、1万袋というような販売を考えております。

○楠 和廣委員長 久米委員。

○久米啓右副委員長 それと、U字カットも検討するという事なんですけれども、これも進められてますか。

U字カットですね、結びやすいように。

○楠 和廣委員長 生活環境課長。

○生活環境課長（高木勝啓） 少し試作してまいったんですけれども、よろしいでしょうか。

従来の袋の、大きい袋の3分の1、今の小さい袋の3分の1というようなことで、サイズはこのようになっておまして、先のほうで結べるような形で、こういう規格で販売させていただきたいと思います。

○久米啓右副委員長 よくわかりました。

終わります。

○楠 和廣委員長 ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○楠 和廣委員長 質疑がございませんので、質疑を終結いたします。

これより委員間討議を行います。

皆さんから自由闊達な意見をいただきたいと思いますので。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○楠 和廣委員長 意見がございませんので、討議を終結します。

これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○楠 和廣委員長 御異議がございませんので、これより採決を行います。

議案第53号、南あわじ市廃棄物処理手数料徴収条例の一部を改正する条例制定について、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

③ 議案第54号 南あわじ市障害者福祉施設条例の一部を改正する条例制定について

○楠 和廣委員長 挙手多数であります。

よって、議案第53号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第54号、南あわじ市障害者福祉施設条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

小島委員。

○小島 一委員 これは、本会議での説明で就労の移行支援の絶対数が減って、デイサービスへの要望が強いということで、生活介護に移行するということなんですけれども、障害者というても、これ一人一人、本当に多種多様でなかなかまとめて対応するというふうなわけにいかない中で、やはり対応する側の柔軟な姿勢というのが非常に大事になってくるんじゃないかなというふうに思うんですけども、この当然、生活介護で就労の移行の支援を外しても、やはりそういうふうなニーズがあれば柔軟に対応するということは当然やと思うんですけども、そのあたり、考え方としてもう一度お聞かせ願いたいんですけど。

○楠 和廣委員長 福祉課長。

○福祉課長(鍵山淳子) 昨年まで、この就労移行支援の利用者の方が1名おりましたが、利用がないということで、今回、生活介護のほうにかえさせていただいております。もし、利用者の声が上がって来ましたら、今、この10月から円行寺のほうで開設をする予定でありますグループホームのほうで、これも淡路島福祉会が母体となって行っておりますが、ニーズがあればそこで就労移行支援をまた行うということ聞いてます。

南あわじ市では、そこだけなんですけども、あと淡路圏域では2カ所の事業所がありま

す。そこでも就労移行支援も行っています。そして、五色精光園の中にある、かがやき事業所との中で、淡路障害者就業生活支援センターというのがございまして、そこでも障害者の方についての就労の支援を行っているところです。

○楠 和廣委員長 小島委員。

○小島 一委員 何度も言いますが、やはり障害者一人一人が症状も程度も違うので、やっぱり柔軟にその障害者に応じた対応を心がけていただきたいということで、質問を終わります。

○楠 和廣委員長 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○楠 和廣委員長 ほかに質疑がございませんので、質疑を終結いたします。  
これより委員間討議を行います。  
ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○楠 和廣委員長 意見がございませんので、討議を終結します。  
これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○楠 和廣委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。  
議案第54号、南あわじ市障害者福祉施設条例の一部を改正する条例制定について、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

○楠 和廣委員長 挙手多数であります。  
よって、議案第54号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。  
審議の途中ですが、暫時休憩いたします。  
再開は10時にいたします。暫時休憩。

(休憩 午前 9時50分)

(再開 午前10時00分)

④ 議案第55号 南あわじ市老人会館条例を廃止する条例制定について

○楠 和廣委員長 再開いたします。

次に、議案第55号、南あわじ市老人会館条例を廃止する条例制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

久米委員。

○久米啓右副委員長 この老人会館長楽荘は、御存じの方はよく利用されまして、私もよく利用したんですが、最近、これまでですね、修繕とかもかなり市のほうで負担するというようなこともあったんでしょうかね。

○楠 和廣委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（小坂利夫） 雨漏りとかした場合には修繕してきましたが、去年は特に修繕費としては支出はしておりません。

○楠 和廣委員長 久米委員。

○久米啓右副委員長 あと、これについては、自治会等々と老人会等も協議されたということですけども、そのときの協議の内容で何か要望等出された内容はあるんですか。

○楠 和廣委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（小坂利夫） 要望というものはございませんでした。最近はいんまり使っとなんというふうなことで、もう廃止にすることについては、特に異論はないという御意見でございました。

○楠 和廣委員長 久米委員。

○久米啓右副委員長       あと、同僚の議員から地主である護国寺に何か謝意を要望する  
　　というような意見も出ておりましたが、それについては検討されましたか。

○楠   和廣委員長       長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（小坂利夫）       長い間、無償で土地を提供していただいていたわけ  
　　でございます。その感謝の気持ちは伝えたいと考えております。

○楠   和廣委員長       久米委員。

○久米啓右副委員長       あと、あそこから、護国寺側に小さな便所があるんですけども、  
　　そこはこの長楽荘と関係ないんですかね。

○楠   和廣委員長       長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（小坂利夫）       関係ございません。

○楠   和廣委員長       久米委員。

○久米啓右副委員長       それと、情報を持っておられたら教えてほしいんですが、その田  
　　中さんの碑があるんで、あれは直接この条例とは関係ないんですが、護国寺としては、そ  
　　こを長楽荘が廃止されたら駐車場にして、参拝者を山門からお参りに上がっていただきた  
　　いという要望があるので、あそこをバスの駐車場にすると思うんですが、あその碑とか  
　　の、田中さんの音叉がありますよね、あんなんはどういうふうなことを言われておったか、  
　　話はありましたか。

○楠   和廣委員長       長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（小坂利夫）       護国寺さんのほうで、その辺についてはきちんとしてい  
　　というふうに聞いております。

○久米啓右副委員長       終わります。

○楠   和廣委員長       ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○楠 和廣委員長 質疑がございませんので、質疑を終結いたします。

これより委員間討議を行います。

久米委員。

○久米啓右副委員長 ここは、もともと護国寺さんの土地で、住職の話からも、今、参拝者は八幡神社の駐車場にとめたバスから、横からこう入ってきよるんですね。言うたら勝手口みたいのところから入ってきよるんで、住職としたら、やはり山門から入っていただいて、手を洗っていただいて、お参りいただくというのが参拝の手順だろうし、そう願っておられるんで、私はもう、この廃止する条例についてはもうこれは当然認めるべきかなというふうに思います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○楠 和廣委員長 御意見がございませんので、討議を終結いたします。

これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○楠 和廣委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。

議案第55号、南あわじ市老人会館条例を廃止する条例制定について、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

⑤ 議案第50号 平成23年度南あわじ市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について

○楠 和廣委員長 挙手多数であります。

よって、議案第55号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第50号、平成23年度南あわじ市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

久米委員。

○久米啓右副委員長      本会議でも質問されてて、ちょっと説明をうまく聞き取れなかったんで、35ページの前期高齢者交付金4,200万円減額というところで、返納額がこれ、決まったからこれになったんですか、その辺の説明をですね、もうちょっとゆっくりしていただきたいと思います。

○楠 和廣委員長      保険課長。

○保険課長（川本眞須美）      前期高齢者の交付金の減額というところでございますが、当初は平成23年度の概算として、11億3,431万3,000円ほどの概算をいただいていたんですが、概算があったんですが、その前期高齢者交付金と申しますのは、2年前の分を精算して概算金から引くということでございますので、この金額が決定したということでございます。

○楠 和廣委員長      久米委員。

○久米啓右副委員長      ということは、21年度分に交付していただいた分がこんだけ多かったということですか。

○楠 和廣委員長      保険課長。

○保険課長（川本眞須美）      概算と申しますのは、23年度分につきましては、21年度の額に国から決められた率を掛けまして、22年先、23年度の概算というのが決まるわけでございます。それをもちまして、次にそこから21年度のきっちりした金額が出ましたので、それを差し引くということで、毎年、毎年精算しております。

○楠 和廣委員長      久米委員。

○久米啓右副委員長      はい、わかりました。

    昨年度は、20年度の概算額、22年度に精算したんですけども、このとき1億8,000万円をもらったんですか、返したんですか。それちょっと何か聞き忘れたんですが。

○楠 和廣委員長      保険課長。

○保険課長（川本眞須美） はい、返したと思います。よろしいですか。

○久米啓右副委員長 終わります。

○楠 和廣委員長 ほかに。  
登里委員。

○登里伸一委員 このたびの補正で1億1,499万9,000円の基金積み立てがあります。この決算における剰余金と処分の仕方について、何と言いますか、内部留保する形と、この基金に積み立てる形と、もう一つはここでの減額をするという、そういうことに対する市の考え方をお聞きしたいと思うんですが、次長にできたら答弁願いたいと思いますが。

○楠 和廣委員長 健康福祉部次長。

○健康福祉部次長（藤本政春） 本年度の国保会計の予算なんですけども、当初につきましては、23年度における医療給付等を歳出で見込みまして、当然それに見合う歳入を見込んだ中で、税率等を決めるわけですけれども、ことしは税率は据え置きということで、これについては剰余金等、2億円程度を当初から見込んでおりました。

それと、一般会計から繰り入れをいただくというようなことで、税率を据え置いたということでございますけれども、今回の補正におきましては、その今年度の医療給付費なんかは昨年度の実績をもとに、より正確に見込んだ中で給付費等の補正。

それから、それに伴う国・県の財源等も確定をいたしておりますので、当初見込んでおりましたより、剰余金につきましては、1億1,500万円程度の余裕ができたというようなことで、今回、積み立てをさせていただくということになります。

当然、剰余金等については、条例において基金に積み立てることができるということになっておりますので、より適正な国保財政を運営していくには、やはり基金に積んで、急な支出等に備えるというようなことは当然でございますけれども、これまでなかなか財政が厳しくて、剰余金等についても、なかなか少額程度しか発生がしておりませんでしたので、当然、剰余金については、その年度の財源に充ててきたということが現実でございます。

○楠 和廣委員長 登里委員。

○登里伸一委員 今のお話ですと、やはり予算の計画と前年度のものを返しながらいく

ように見受けしましたが、実際には具体的にどれぐらいたまったら、国保で減額しようとかいうような、その辺の考えはどのような、多少の具体例的なものは考えがりますでしょうか。

○楠 和廣委員長 健康福祉次長。

○健康福祉部次長（藤本政春） 今年度につきましても、2億円余りの剰余金の中で、いろいろ国保税を引き下げるべきだというような議論もございましたけれども、市長の考え、我々の考えですけれども、やはりこのように厳しい状況の中で、1年度において、そういう措置ができたとしても、やはり先行きについては、また税を当然上げなければならないというようなことは、もう本当に目に見えとると言うか、厳しい状況でございますので、やはり基金については税を減額できるというような考えには今のところ及ばんのではないかなど。

やはり、その年度年度に財政不足を生じたときの手当てとして持っておきたいということが現実でございます。

○楠 和廣委員長 登里委員。

○登里伸一委員 わかりました。

多少の余裕を持っておっても、一回の強力なインフルエンザがはやるとどんと減るといふうな例も今までたくさん見てまいりましたので、その辺のバランスを考えてのことと思いますが、何と申しましても19年、20年度において強力な国保税のアップしたわけでございます、それでも足らなくて一般会計から繰り入れるというような状況もありますが、これからもできるだけ健全な運営ができるように配慮を願って、もし減額できる状況に至れば、ぜひそのようにしていただきたいということを申しまして終わります。結構です。

○楠 和廣委員長 ほかに、ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○楠 和廣委員長 質疑がございませんので、質疑を終結いたします。

これより委員間討議を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○楠 和廣委員長 意見がございませんので、討議を終結いたします。  
これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○楠 和廣委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。  
議案第50号、平成23年度南あわじ市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

○楠 和廣委員長 挙手多数であります。  
よって、議案第50号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。  
以上で、当委員会に付託されました案件の審査は終了しました。  
お諮りいたします。  
9月27日の本会議における委員長報告について、どのようにしたらよろしいでしょうか。

(「委員長、副委員長に一任」と呼ぶ者あり)

## 2. 閉会中の所管事務調査の申し出について

○楠 和廣委員長 委員長、副委員長に一任の声がありますので、それではそのようにさせていただきます。  
次に、閉会中の所管事務調査の申し出についてを議題といたします。  
お手元に配付の「閉会中調査事件申し出一覧表」のとおり議長に申し出してよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

## 3. その他

○楠 和廣委員長 異議がございませんので、議長に申し出すことにいたします。  
次に、その他に入ります。

ここで、「拡大生産者責任及びデポジット制度の法制化を求める意見書」の提出について、福岡県筑後市長、福岡県大川市長、福岡県大木町長及び環境自治体を目指す、ちっこ委員会より議長あてに要請が来ております。

この件については、8月22日の議会運営委員会において、所管である文教厚生常任委員会での意見書の提出について検討することになりました。

この点について、当委員会で意見書を配付するか、要請書、意見書提出先、意見書の検討について、御意見を承りたいと思います。

小島委員。

○小島 一委員 西日本、特に九州、中国地方で多く出されとるようなんですけれども、私たちが僕としては、やはりこのまだ拡大生産者責任とか、デポジットということについての勉強が足りてないので、中身がもう一つきちっと把握できてないと言うか、いろんなメリット、デメリットがあると思うんですけども、その辺についてきちんと理解できてない部分があると思うんですよね。ですから、今来てすぐに出すというよりも、やはり多少、中身を研究した中で、検討したらいいんじゃないかなというふうに思うんですけど、これは僕の意見でございます。

○楠 和廣委員長 ほかに。  
蓮池委員。

○蓮池洋美委員 委員長は、どこまで理解していらっしゃるんですか。

○楠 和廣委員長 委員長がきょう初めて目を通したところで、詳しい中身については把握しておりません。  
蓮池委員。

○蓮池洋美委員 どういうことかというような。

○楠 和廣委員長 どういうことかということは、拡大生産者責任及びデポジット制度。  
蓮池委員。

○蓮池洋美委員 具体的にや。

○楠 和廣委員長 責任者の責任、生産者責任の法制化、制度の法制化を求める意見書と。

蓮池委員。

○蓮池洋美委員 要は、生産しとるところが責任を持ってごみに出すなど、リサイクルせえということなんけ、かいつまんだら。

執行部に聞こうか。

○楠 和廣委員長 執行部に言ってください。

蓮池委員。

○蓮池洋美委員 委員長がわからないから。

○楠 和廣委員長 生活環境課長、ひとつ説明していただきたい。

○生活環境課長（高木勝啓） よろしいでしょうか。

今、大量生産ということで、昔を思い起こせば随分持ち運びが便利になった容器に今整えられてまいりました。

以前、かつてのラムネのびんとかがありました。またビールにつきましても、それぞれびんであったり、あるいは製品名を言うたらまずいですけど、清涼飲料水、独特のボトルで世界じゅうにヒットした商品がございますけれども、そのときもやはりびんでございました。今、やはりペットボトル、缶というのは軽くて持ち運びしやすいというようなことで、それに回収というのがなかなか生産者も追いついてないということの理解からですね、例えば、ラムネのびんを持って行ったら5円で引き取ってくれたり、ビールは買うたらそのときにケースとびん代を差し引いてくれたりというようなことで、生産者も消費者に頼って、そういうような形で容器等を回収できとったわけなんですけれども、今現在、便利になったというようなことで、排出されたごみをそれぞれリサイクルセンターに持って行ったり、消費者の判断にゆだねられとるのが現実でございます。ですから、生産者責任をその辺できっちりして、生産者の元へ届けて、そこでまた再利用する、洗浄して使えるような容器は使うっていうような、そういうふうな仕組みづくりをつくっていかうというようなことだと考えております。

○楠 和廣委員長 説明理解できましたか。

蓮池委員。

○蓮池洋美委員 ということは、生産者で仲よし会をつくって、そういうふうな運動を起こしていかなかということなのか。

いわゆる生産しとるところが責任を持って、ごみに出さんようにリサイクルせえと、いわゆるこういう自治体に負担をかけるなということなわけですか。

○楠 和廣委員長 生活環境課長。

○生活環境課長（高木勝啓） 実は、今ペットボトル、飲んでしまっても、それポイントなり、そのお金と交換なんかできておりませんので、そういうふうなやっぱり消費者に生産者に届けるというところで、生産者が何かの負担をして行政や消費者に負担をかけずして回収するシステムをつくっていかうということだと思います。

○楠 和廣委員長 わかりましたか。

○蓮池洋美委員 おおよそわかった、わかった。大まかなところだけ。

○楠 和廣委員長 小島委員。

○小島 一委員 僕もこれ出すこと自体には反対じゃないんですよ。ただ以前にも、例えば消費者金融の分でも出した意見書、国も採択して所得の制限とかできた結果としてどうなったかというたら、借りられない人はヤミ金へ走ったというふうなこともございました。ですから、やはりある程度、ある程度、僕らこれの中身のある程度勉強して知った上で出したほうが、これはそういうことはないかもわかりませんが、これがために製品価格がぼんとはね上がるとかいうふうなことも考えられますし、やっぱりその辺、ちょっと慎重になったほうがええんやないかなというのが私の意見でございます。

○蓮池洋美委員 ようわかってしたほうがええな。

○楠 和廣委員長 登里委員。

○登里伸一委員 飲み物等、ああいう缶がよく道ばたの茂みにほられるというようなもの、多少は減るだろうと。

公共が一生懸命、リサイクルの建物を建ててやるというのも減っていくだろうと思えますから、これは行政経費が減っていくほど、ほかの市民サービスができるのですから、まあまあどっちかと言えば賛成のほうですね。法制化のほう。

○楠 和廣委員長 中村委員。

○中村三千雄委員 先ほど来、2、3あったので、まだまだ熟知、ほんまの熟した中で  
どういう方向かというところまで我々ももっと勉強して、これを採択というのは、僕は時  
期尚早でないかなという気がするんで、もっと勉強の機会を置くべきでないかなと思  
います。

○楠 和廣委員長 久米委員は。

○久米啓右副委員長 異議なし。

○楠 和廣委員長 時間かけて研究して、ということ。

○久米啓右副委員長 9月議会でなかっても構わんのかな。

○楠 和廣委員長 それでは、この件については、少し委員会として研究、調査して結  
論を出すということによろしいでしょうか。

それでは、その他に入りたいと思います。

その他に入る前に教育部長より発言を求められておりますので、発言を許可します。

岸上部長。

○教育部長（岸上敏之） 8月22日に、文教厚生常任委員会で管内視察を行っていた  
だきましたときに、そのときに質問に対する答弁をさせていただいた中で、2点訂正をさ  
せていただきます。

まず1点目でございますが、教育基本計画の中で、再編計画の中で給食センターのこ  
とでございます。その再編に当たっての説明に対しまする、広田小・中学校の保護者の理解  
についてでございますが、そのときに私のほうではおおむね理解をいただいておりますと  
いう旨を御説明させていただきました。

ところが、保護者の中にはまだ不安や課題としてとらえられていることがございます。

それは、まずアレルギーについてでございます。これにつきましては、市給食センター  
に調理室を増設するなど対応することを説明してございます。

また、給食単価の違いについてでございますが、これにつきましては、統一に向けて検  
討させていただく、というような説明をさせていただいております。

今後におきましては、説明会などで理解をしていただくように努めていきたいと考えて  
おるところでございます。

もう1点でございます。

人形会館建設のことで、福良漁業協同組合に対する工事説明のことについてでございますが、その折には漁業組合に説明をして理解をいただいたという旨を報告させていただきました。ところが、実際には説明不足で十分に伝わっておりませんでした。このことにつきましては、その後、説明をさせていただきますして、御理解をいただいておりますところでございます。

以上の2点につきまして、訂正をしておわび申し上げたいと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

○楠 和廣委員長       ただいま教育部長から、給食センターの統合の問題と人形会館の漁業組合との話の件が報告あったんですが、委員さんの皆さん、何か御意見ございませんか。  
蓮池委員。

○蓮池洋美委員       管内視察で給食センターに行ったときに、いわゆる商品の購入で地産地消という話の中で、体育協会から仕入れをしとるということについて、何かしらがらみがあるのと違うんかと。どんなしらがらみがあるのかというふうな話になっとなつて、後日、委員長のほうへ報告ありました。

○楠 和廣委員長       資料はもらいましたけど。

○蓮池洋美委員       いや、そのしらがらみ。

○楠 和廣委員長       しらがらみ等については聞いてません。  
教育総務課長、答弁できれば。

○教育総務課長（片山勝義）       この財団法人、兵庫県体育協会の中にございます、兵庫県学校給食食育支援センターからの購入についてでございますが、この支援センターにつきましては、設置目的としまして、学校給食を行う学校や学校給食共同調理場に対して、安全で良好な学校給食用の資材を提供するほか、学校給食に関する研究や講習会等の開催をしていただいておりますこと。

このただいま、そこから主に購入している食材につきましては、そこが給食用に開発をした商品が多くございますので、一般に市販されていない食材が50品目でございますけども中心でございます。

ただ、お米とか小麦粉につきましては、そこから購入している理由としましては、食品に関する検査を十分にしまして、安全であるというような証明のもとで、その納入量の確保もできておりますし、小麦粉は外からのものが多いんですけども、お米についても市内

産のという指定のもとで、納入をいただいておりますというふうな関係でございます。

○楠 和廣委員長 蓮池委員。

○蓮池洋美委員 いやいや、そやさかい、そこで買わなならんという、そのしがらみはそれじゃないんだ。

○楠 和廣委員長 教育総務課長。

○教育総務課長（片山勝義） その開発商品につきましては、安全・安心ということがございますので、市販もされておられない商品がございます。それにつきましては、今後とも引き続き納入をしていきたいと思っておりますが、特にお米につきましては、市内産を指定をしておりますが。

○楠 和廣委員長 地産地消のことが。

○教育総務課長（片山勝義） しがらみはございません。ほかから納入できるか等も検討していきたいと思えます。

○楠 和廣委員長 蓮池委員。

○蓮池洋美委員 ほんなら、いわゆる地産地消と言ひよるわけやさかい、できるだけその地元のものを使ってあげるといふことに方向をちょっと考えたってほしい。

○楠 和廣委員長 教育総務課長。

○教育総務課長（片山勝義） 常に地産地消ということで、給食センターの納入については、考えて進めさせていただいておりますので、今後ともそういう方向で進めたいと考えております。

○楠 和廣委員長 わかりましたか。小島委員。

○小島 一委員 部長、訂正されたんですけども、ちょっと余りにもね、今までの答弁に対する間違っていましたとかいうふうなことが多過ぎて、ちょっとね、今までおっしゃったことも、これからおっしゃることも、ちょっとすぐには信用しづらいなというふうな部

分があるんで、その辺、当然教育長もおるし、次長もおるし、担当課長もおる中で、その辺、やはり自分の頭の中の資料だけで即答するのはこれは大したもんなんですけれども、後で訂正するというのはいかがなものかなというふうに思うんですけれども、これは部長どない考えてます。

○楠 和廣委員長 教育部長。

○教育部長（岸上敏之） 十分気をつけて取り組んでいきたいと思っております。どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

○楠 和廣委員長 小島委員。

○小島 一委員 今までずっと同じような釈明の言葉を聞いとるわけですけども、今回のこの給食センターにしたって、人形会館にしたってね、やっぱり当然、去年も委員会の中でいろいろと答弁されとることもね、やはりそのときにこうやって意見を言うて、もう答弁されても、それが果たしてほんまに伝わってるんかなというふうな部分もこっちも疑心暗鬼にかられるような部分もあるし、やっぱりその辺、やっぱりこの教育委員会の中の教育長を除けば最高責任者の位置にあるわけですから、やっぱり自分の発言というものについては、これはもう当然、インターネットでも流れてますしね、やっぱりそのとき、後で訂正されても、そのときの発言というのは非常に残るものなんで、やっぱりそれは大事にしてもらわんと、やっぱりこういう公式の場での意見なり、答弁というのは、それだけ重みを持ったもんなんでね、やっぱりその辺、気をつけてやりますだけではちょっとね、生ぬるいなというふうに僕も思うわけですわ。ですから、その辺やっぱり即答する前に、やはり教育長なり後ろに次長もおるし、自分の答弁がね、当然、こんなん住民説明会でどんな意見があったか理解できたかというのはわかってるもんでね、やっぱりその辺確認してからでも、答弁してもらってええと思うんやけどな。やっぱり後で訂正するよりも、そのときにきちんとした答えを出してもらわんと、やっぱりこの委員会自体の存在がちょっと難しくなってしまうんで、その辺、十分に気をつけてやってもらいたいなと思うんで、再度お願いします。

○楠 和廣委員長 教育部長。

○教育部長（岸上敏之） もう重々承知したと言いますか、今後はそういった経過も十分踏まえた中で、御質問にお答えしたいと考えております。どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

○楠 和廣委員長 小島委員。

○小島 一委員 これは教育長はどないですか。もし違ったこと言うと、やっぱり、そら違うでというふうな指摘もせないかんと思うねんけども。

○楠 和廣委員長 教育長。

○教育長（岡田昌史） 確かに、先般の文教の委員会の管内調査の中で私も経過がわかってない分野が結構ありますんで、なかなか、その辺の判断というのがわかりかねるところであります。やっぱり言葉の重みというのは十分認識した中で、適切な対応、返答、もし状況があいまいであれば、その辺についてははっきりとそういう説明をするべきかなと、こんな思いをしています。

今後とも気をつけていくというのは当然のことですが、何とか信頼回復に努めてまいりたいと、このように思っています。

○楠 和廣委員長 蓮池委員。

○蓮池洋美委員 人形のことも聞きたいんですが、先に今、南あわじ市として、地域と地区の考え方、この間の決算委員会で体協の問題も議長のほうから発言があったんですが、いわゆる市としてはもう地域をなくす運動は一方でやりよる、重点的に地区に移していきよる、そのためには地域の団体を解消していきよる、その中で例えば敬老会の話なんです。これ今の話とちょっと別に先に以前から一部の住民の方の中で、律儀な人がおられて、例えば、もうスーツを着てきちっとした、いわゆる正装ですわな。その式に臨んでおられる方がたくさんおられます。その中で、その方々たちに対するいわゆる敬いですわな。何か物を差し上げるときに、受けるほうはきちっとした服装で行つとる。渡すほうはカッターシャツ1枚やと、いかなもんかなというのは以前から言われておって、そのたんびたんびに注意をしたり、あるいは促したりしながら、話は個人的にはしておるんですが、役所の常識が世間の非常識、そういう場面がよくあるんですわ。

ことは南淡会場ですが、よかったと。いわゆる渡される副市長がきちっとした服装でおられたというので、ああいうことを常に考えてほしいという意見を聞いております。ことはよかった。

以前はそうでなかったんよな。話はそれは余談として聞いてほしいんですが。さっき申し上げた地域と地区の問題、特に敬老会、婦人会等が主になってやられておる、そこはいまだに、いわゆる地域を主体に考えて行事をやられておる。

一方、体協、これはもう地域をなくすということで解体をして、もう地区が一つの単位組織になってきた。そこらの考え方について、特に婦人会も体協も教育委員会の問題やと思うんで、どんなお考えをお持ちですか、ちょっとお聞きをしたい。

○楠 和廣委員長 教育部長。

○教育部長（岸上敏之） まず、体協につきましては、先般も議会の中で御意見をいただいたわけございまして、体育協会のほうに対しては、私ども教育委員会としては指導する立場でもございます。それで、その今おっしゃった地域体協がなくなって、地区に直接といったようなところで、その地区を取りまとめる組織がなくなったというようなことございまして、その辺をいかにスムーズにいくかというのはまだ始まったばかりで、大変、御迷惑をおかけしとるんですが、そこらは十分、体育協会と協議をして、そういった市民の方々の意見がありますので、どんな対応をしていってスムーズにいくか、これはまだ大きな現実的には課題であると認識しておりますので、十分協議をさせていただきたいと今は考えておるところでございます。

それともう1点、婦人会のことでございますが、17年に合併して以来、各地域で存続が危ぶまれて、それで今、活動がやまっておる現実がございます。

今後につきましては、婦人会に参加されていない年代層が現実的にもあると認識しております。そのあたりの方々をいかに婦人会の活動に興味を持っていただけるか、ということも合わせて婦人会の組織と、これまた協議を重ねて進めていくところがあると思っております。

働く婦人の家なんかの活動を有効に考えることも一つであろうし、そういったところも含めて今では婦人会とも協議をしていくということございまして。

○楠 和廣委員長 蓮池委員。

○蓮池洋美委員 ちょっとわからん。

合併以来、地域の垣根を取っ払うということの中で、地域をなくしてきたと思うねやな。それがあつた団体ではそれが推進していきよる。ある団体では、相変わらずその地域的な組織を構成しておる。正式には構成してないんやけども、何かのときにはその地域の人というような状態で、これは自治会もそうやな。いまだにそういう動き方をしよるわけ。そやから南あわじ市として、どういふふうな方向性を定めて、それに基づいて協力してもらはんやということがはっきりせなんだら、今どっちもつかず、地区を地域と言うてみたり、今も部長はその地区のことを地域みたいなことを言いよつたけども、地区は地区で、地域は地域なんや、その縦分けがその南あわじ市自身もしっかりと把握をした中で、事業をそ

れぞれ進めていって、住民の人たちに協力をいただくということにせなんだら、今、どっちもつかずになってると。そやから一方では、そういう進め方をしとったって、片一方ではそんなことをしよんないかということになるわけよな。そやから、それをきっちりと徹底をして、推進をしていってほしいなというふうに思います。

この間の話なんですが、それは実行委員会で決まることだとは思いますが、実行委員会以外の方で、いわゆるそこへ会場へ行かれている人の話としては、敬老会、もう地区でやったらこんな遠い所に来なくてもええのになど。バスに乗らんでもええのになどという話もありましたんで、それは計画されとる担当部のほうには、一応そういう声もかなりあるということをつけ加えておきます。

答弁してくれよ。

○楠 和廣委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（小坂利夫） 私ども、敬老会のあり方ということで、今、委員おっしゃった方向性も一つの選択肢と考えております。

今後に向けて、どういう方向がよいのか、一方では市内1カ所でやったらどうやと、いうふうな意見もございますし、またほかのやり方も提案されている方もいらっしゃいます。いろんな選択肢があるとは思いますが。

今後、市民交流センターもできてくるわけですが、それらの有効活用となればそういう方法がいいかもわかりませんし、いずれにしても、ことし今回敬老会が終わりましたので、皆様方にアンケートを取りたいと考えております。そこらも見ながら、今後の方向性というのは考えていきたいと思っております。以上でございます。

○楠 和廣委員長 ほかにございませんか。  
議長。

○阿部計一議長 52号議案はもう可決されたんですが、今後、国の法に従って出される議案、また条例等の改正をされる場合、今後もこれはあると思いますんで、その点について先ほどの続きをやりたいと思います。

このやっぱり、私は久米議員が言われていたように、長年続いて30%ですか、前納してそういう報奨金をいただいとると、かなりそういう税の税収に協力をして、一括で払ってくれるということは、これは大変ありがたいことやと、そのためにある程度の報奨金を出すと、それはそれで、また公務員に対して不公平やけど、これは法律でそういうふうな形で決められているわけですから、やはりこういう、私もよく聞くんです。何で急にそんなことがもう決まるんやと、やはりそういう長年、そういう条例で市長もええ政策やと

思うんです。続けてきたことをやってきていただいておりますね。やはりそういう重要政策の条例改正やということは、あらかじめ住民の皆さんに、我々はそれはもちろん聞いてもなかなか皆さんに浸透するようなことはできへん、やはりいろいろな方法があると思うんですよ。

例えば、1年試行してやるとか、今回もう決まったことでそれでいいんですが。

それと、やっぱりそういうことを先ほども言いましたけど、市民部長ね、そういう縦分けよ、これ大事なことでしょ。国の法律に基づいてやるのと、条例を改正する、それをたまたま一緒に出したやという、その表現の仕方は、いかにね、皆さん方が、たまたまというのはこんで2回聞いたけども、やっぱり何かこうね、他人事みたいな考えで出しておると。私はほんまにね、こんな軽い考えで市の行政の条例改正をね、何か別に出しておったってどうってことないことをね、これはたまたまやという問題で済む問題でないと思うんです。どうですか、課長。

○楠 和廣委員長          市民生活部長。

○市民生活部長（入谷修司）          質問のやりとりの中で、たまたまという言葉を使いました。この言葉につきましては、もうおわび申し上げたいと思います。

条例改正については、一つの議会で一つの条例を改正するという必要性が生じてまいりましたので、今回、一つの条例を改正するのに、先ほど言うた税制改正に基づくものと、それ以外のこの前納報奨金、採用する否かどうかは市の裁量という部分で、いろいろ決定される部分でございますが、ここらについて一緒になったと。同じ議会で1つの条例を2つの議案に分けるといのもどうかという中での、一緒の提案ということで御理解いただいたらということ、よろしく願い申し上げます。

○楠 和廣委員長          議長。

○阿部計一議長          もう答弁は結構ですんで、最後に、こういうことは何やかんや言いもって、29市12町の中で最後まで頑張ってそういう施策を市長がやられておったということは、これはやっぱりそれだけの効果があったと。私ははっきり言って、これをやめた、必ず23年度の税収は下がると、これはここで断言しときますわ。

今後ね、やっぱりそういう大事な施策を変えるときは、やはり十分市民の皆さんに十分に浸透させてから議会へ提案してやるというような形をとってほしいと思います。

要望して終わります。

○楠 和廣委員長           ほかにございませんか。  
蓮池委員。

○蓮池洋美委員           もう2点ほどやけれど、シルバー人材センターに登録されてる方々が、最近特に仕事がないねん。いうことを言われてます。シルバー人材センターのほうからそういうふうな声が上がってませんか。

○楠 和廣委員長           長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（小坂利夫）       22年度の決算の状況等で、昨年に比べて特に民間部門が落ち込んだというふうな報告は受けております。公共部門については前年比として1.8%の増であったというふうには聞いておりますが、ただ数年前に比べたら非常に落ち込んでいるという状況でございます。

○楠 和廣委員長           蓮池委員。

○蓮池洋美委員           いわゆる臨時雇用の関係もあったりして、一たん職場がありながら職場を外されるということから、少しずつは返ってきとるかなというふうな人材センターの話。しかし、いつときから見たら32%ぐらい減とるねんと、いうことなんで法的にも市なりがシルバー人材センターの人たちの職場をできるだけ確保してあげなあかんというような法律もあるようなんで、ひとつそういう話をしっかり受けとめていただいて、特に行政のほうでできる限りの職場づくりに努めていただきたい、いうふうに要請したいと思うんですが。

○楠 和廣委員長           長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（小坂利夫）       南あわじ市シルバー人材センターも、いわゆる派遣業という形での人材派遣ができるようになったというふうに聞いております。ただ、これについては県のシルバー人材センターを通じてということで、事務費が少し高くなるということでございます。その辺、市としては当然発注する際には費用面も考慮せんといかんわけですから、そこらお金の面でどのように合うのかというふうなことを今シルバー人材センターとともに、調査、研究しているところでございます。以上でございます。

○楠 和廣委員長           蓮池委員。

○蓮池洋美委員 人形会館の建設の話に入りたいと思うんですが、この間、本会議で議長のほうから、市のほうで今回の補正に関することについては、設計士、業者を交えた場所を提供するというので、議長のほうからもうこんでやめとったってくれと、いうことでやめたんですが、いまだにそういう場所がない。これは議長に言われたことがほんまやったんか、うそやったんか。

○楠 和廣委員長 議長。

○阿部計一議長 これは、私の発言から出た問題ですので、私のほうから。

実は、今、蓮池議員の言われたとおりです。それでそういうことを議運でお諮りをして、正式要請するか、オブザーバーというか、正式な会でもなくしてでも一回呼んでと、設計者と業者というようなことと言ってたんですが、議運の中では市民連合さんのほうは印部さんが出てるんですが、要請はこれはきっちりした要請をしてくれということで、要請をします。これでもう非公式であったら、もうそんな呼ぶ必要はないという結論が出まして、副市長ともお話をしましたが、委員会でそういうふうになったので、議会運営で決まったのでということで、小島委員長もおられますけども、正式に要請はしましたが、いずれも正式なところへは行けないという結果でありました。

ただ、それを全員にそういうことを報告しなかったというのは私の落ち度でもあると思うんですが、結果的にはそういう結果であったわけでございます。以上です。

○楠 和廣委員長 蓮池委員。

○蓮池洋美委員 質問の中で、数字については後日資料をいただいて、どの部分がいわゆる補正になっとなのかいうやつはわかりました。それはそれでええんです。

その中のことで、実は設計士なり業者なりに一遍質問せんなんと思っとなんが、機会がないんで、きょう聞かせてもらうんやけども、話がさかのぼって申しわけないねんけども、設計に入るときに、いわゆる地質調査もし、現況もどういう場所であるかということについては、十分協議されて設計に入ったことやと思うんよ。それがこの今の内訳書をいただくと、現実の問題としてくい打設するのに事前掘削をせないかん。ということは、下に何かあるということの中で、事前掘削が10本、設計の段階で計上されとったということなんやな。これで見ると、くいが24本、当然最初から打つ設計になっておったんか、どないなんか。

○楠 和廣委員長 教育部長。

○教育部長（岸上敏之） その24本は、初めから打つことになっておりまして、今言われましたように、24本のうち10本だけが先行掘削をするという設計でございました。

○楠 和廣委員長 蓮池委員。

○蓮池洋美委員 本来、あそこへそういう施設が建つというときに、もう事前にその24本があって、その下に何かあるやわからんという話については、事前には設計士さんと協議はされなかったんですか。

○楠 和廣委員長 教育部長。

○教育部長（岸上敏之） 協議はしました。それで、協議の結果、24本のくいと先行掘削10本ということでスタートをさせていただきました。

○楠 和廣委員長 蓮池委員。

○蓮池洋美委員 ここにある、くい工事の施工をスムーズに行い、工期を短縮させるため、14カ所を追加しというの、こんな説得力がないんよ、追加で。

本来、最初から組み込まれておらないかんべき問題やと思うんよな。現実に、あそこの埋め立て状況というやつは、部長、どなたかから聞く資料をお取りして、あの底に何が埋まっておるかというやつは、事前にはわかっておったん違うの。

○楠 和廣委員長 教育部長。

○教育部長（岸上敏之） 県のほうで埋め立てた工事でございます、実際にはどういったものが障害物があるかというのは、実際には私自身余り承知しておりませんが、そういう障害物があるということ程度の当時は認識でございました。

○楠 和廣委員長 蓮池委員。

○蓮池洋美委員 本来、そこへ建築をしようとしたときには、その全体の敷地というのは、事前にもうわかるとるはずやの。その道路工事とかいうことでなしに、その部分部分の地質調査をして、どこに岩盤ある、どの位置にかたいところがあるかという調査をすると思うんです。

10本だけを事前掘削するというのも不自然で、事前掘削というのはどんなことをする

の。

○楠 和廣委員長 教育部長。

○教育部長（岸上敏之） 先行掘削というんですが、くいを打ち出して、障害物があれば、その打つ作業がストップして、またやりますというかな、一からやらんなので、その先行掘削することで、障害物を先に除去して、それでくい打ちをスムーズにするやり方です。

○楠 和廣委員長 蓮池委員。

○蓮池洋美委員 それには水どめ工とかいう何が出てくんねんけども。

○楠 和廣委員長 教育部長。

○教育部長（岸上敏之） まず、予想していた以上の水が出たということですので、矢板を打ってそれでその水をまずとめてという作業があります。それが止水工事になってきたわけでございます。

それで、その後にそういったくいを打って、順番としたらそういうことかと認識しております。

○楠 和廣委員長 蓮池委員。

○蓮池洋美委員 ということは、いわゆる本来24カ所、当然それをすべきことやと思うんやな。

10本だけその費用の中に入れた、もう事前にその分安く見積もりをさせるような手法をとっておったんと違うんかなというふうなものが我々の認識ではうかがえるわけ。そんなん考えなんだかな。

○楠 和廣委員長 教育部長。

○教育部長（岸上敏之） それにつきましては、基本設計などのときに10本でよい、結果として10本でよいという判断で、その点については実施したわけでございます。

○楠 和廣委員長 蓮池委員。

○蓮池洋美委員 敷地内、どこへ行く水かというのはわかっとなるわけやから、設計の段階で。その10カ所だけをやるということは、そういうふうな金額の抑えの分ぐらいしか考えられへんでな。

それと、水をとめる、あそこは満水になったらどれだけ塩水が来るかというやつは事前にはわかっとなるはずやの。くいを打たれへんさかいに矢板を打って、薬注をして水替えをせないかんというのは、最初からこんなんわかっとなる話やないかな。

ほんなら、それはそれでいいとして、2回目の入札と3回目の入札が条件が一緒やっということ聞いてます。

その中には、工事の内容として、どんなところまで発注したの。

○楠 和廣委員長 教育部長。

○教育部長（岸上敏之） もう既に、御質問でお答えさせていただきましたが、建築設備とか、機械設備といったようなものを当初から入札時に差し控えた部分でございました。

○楠 和廣委員長 蓮池委員。

○蓮池洋美委員 いや、具体的にちょっと言うてほしい。

側だけを入札をして、後から内装関係を発注するということなのか、どれだけの部分、内装工事も入れてあったとかいうことなのか。

○楠 和廣委員長 教育部長。

○教育部長（岸上敏之） 資料を配付させていただいた中でなんですけれども、建築工事では、目隠し天井なんかであれば、一部外しております。

それから、吸音断熱材も一部外したようにしております。

それから、客席につきましても、外しておりました。

それから、外装、塗装につきましても、これは入札後に対応しようと考えていたものです。

それから、自動ドアにつきましても、当初は手動で、それを自動にかえたということでございます。

それで、機械設備の空調設備であります、入札時にはトータルで16台のうち入札時には6台を入れておりました。

それから、電気設備工事につきましても、これにつきましても、入札当時、外してお

たわけでございます。以上でございます。

○楠 和廣委員長 蓮池委員、ちょっと申し上げます。

これ補正予算の件は、もう総務委員会に付託をされとるので。

○蓮池洋美委員 いやいや、そやさかい数字を聞きよんのと違うねん。

○楠 和廣委員長 これ以外のところで、補正予算に入らんように一つお願いしたい。

○蓮池洋美委員 いやいや、そやから数字は聞くつもりはない。そのやり方として、いわゆる工事を発注をする、その発注する段階で、例えば鉄骨の骨組みまでを発注したということなのか。

外装までを発注したものなのか、内装工事については、全部外して発注したのか、一部何とか工事だけを発注したのか、そういうことを聞きたい。

これでは、どこまで発注しとんのかわからへん。

○楠 和廣委員長 教育部長。

○教育部長（岸上敏之） 内装につきましては、県内産木材を。

○蓮池洋美委員 そんな聞きよんの違いねん。簡単に説明してくれへんけ。

要は、人形会館の事業を発注した、その建物についてはもちろん基礎はあるわな。基礎は入っておる。その上、どんなものが建って、でその外装と内装も骨組みだけを発注したとか、そういう部分を聞きたいんや。

○楠 和廣委員長 教育部長。

○教育部長（岸上敏之） それはもう建物は本体の建物は全部入っております。

○楠 和廣委員長 蓮池委員。

○蓮池洋美委員 内装工事は。

○楠 和廣委員長 教育部長。

○教育部長（岸上敏之） 内装工事につきましては、まだこれからの部分があります。  
といいますのは、県内産木材を使用することで、今回の入札には入っておりませんので、それは今後のこととさせていただきます。

○楠 和廣委員長 蓮池委員。

○蓮池洋美委員 ということは、内装についてはほとんど発注してなかったと、設備も含めて。

○楠 和廣委員長 教育部長。

○教育部長（岸上敏之） 設備も先ほど言いましたように、すべてが入っておりません。それで内装につきましては、すべてではございませんが、その木質化の事業で対応するものについては、今回は初めから入っておりません。

○楠 和廣委員長 蓮池委員。

○蓮池洋美委員 ちょっと、ひっかかるのは、工事の一部を発注しといて、あと追加と。この状態を私ら見る範囲、外装だけが売って、中の工事については別売りやと、別途発注やというような取り方をしとるんです。

そういうことになってくると、常に言われておる入札ではなしに随契やと、いう考えが浮かんでくるんよ。ほんでそのために聞きよるわけで。中で骨組みだけが、その最初売った中の工事費の中に入っておる。あとべたべたと張りつけるようなものについては、模様が変わったんで追加やと、いうことならわかるんやけどな。ちょっとわかりにくいんや、これで。ほんでしつこうに聞きようねん。どの範囲まで発注しとったんかなという。

普通、個人の家で考えられるのは、家ができて、ここにカーテンが要るな、そんならカーテンをしてもらおうかというのが本来追加の工事ぐらいやとは思うんやけども。

この内容を見よったら、分離発注をせないかんような状態なのかなと、いう見方をするねん。

○楠 和廣委員長 教育部長。

○教育部長（岸上敏之） あくまでも、3回目の入札時のときには、差し控えさせてもらって、それで差金で対応しようといった考え方でやったわけで、今おっしゃったような考えはそのときは一切、そういう考えは一切ございません。

○楠 和廣委員長 蓮池委員。

○蓮池洋美委員 考えはございませんでなしに、その入札でその事業を発注したときに、どこまで内容が入っておったのかなという、それを聞きようねん。

○楠 和廣委員長 教育部長。

○教育部長（岸上敏之） 先ほど言いましたように、建築工事、資料を配付させていただいた分の中で、建築工事、機械工事、電気設備工事の先ほど申しあげました数字と申しますか、そういった一部なんです、それを控えとったということでございます。

○楠 和廣委員長 蓮池委員。

○蓮池洋美委員 わけがわからん。今、やめとく。

○楠 和廣委員長 ございませんか。

なければ、これにて、文教厚生常任委員会を閉会いたします。

長時間にわたりまして、御苦労さんでございいます。

久米副委員長より閉会の言葉を賜りたいと思います。

○久米啓右副委員長 これをもちまして、文教厚生常任委員会を終了いたします。  
御苦労さまでした。

（閉会 午前11時20分）

委員会条例第30条の規定により、ここに署名する。

平成23年 9月22日

南あわじ市議会文教厚生常任委員会

委員長 楠 和 廣